

スポーツ功労賞に関する被表彰者等の推薦における留意事項について

(表彰の対象)

第1 次に掲げる者及び団体を表彰の対象とする。

1 スポーツ功労者

- (1) 東京都において、スポーツ・レクリエーション活動の指導と組織化に努力するとともに、スポーツ振興のための諸条件を整備することに貢献し、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に顕著な功績のあった者
- (2) 東京都において、競技大会で優秀な成績を収める等、スポーツ活動を通してスポーツ・レクリエーションの普及・振興に顕著な功績のあった者

2 スポーツ功労団体

東京都において、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に貢献し、都民の生活及び文化の向上に寄与した団体

(被表彰者等の推薦基準)

第2 スポーツ功労者の候補者及びスポーツ功労団体の候補団体（以下「候補者等」という。）の推薦の基準は、それぞれ次のとおりとする。

1 スポーツ功労者

(1) 団体での活動歴に関する功績

次のアからウまでのすべての基準に該当し、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に功績のあった者であること。

ア 区市町村などの地域若しくは職域の団体、公益財団法人東京都体育協会（以下「都体協」という。）、一般社団法人東京都レクリエーション協会（以下「都レク」という。）、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下、「都事業団」という。）又は公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下、「都障協」という。）において、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に尽力し、顕著な功績のあった者

イ 年齢はおおむね40歳以上で、スポーツ関係団体において引き続き10年以上の役員歴を有し、現在も活動中の者

ウ 職域におけるスポーツ・レクリエーションの振興に功績のあった者については、職域のみならず地域社会のスポーツ・レクリエーションの振興にも貢献した者

(2) 個人の業績に関する功績

次のアからエまでのいずれかの基準に該当し、かつ、その活動を通して地域スポーツの普及・振興に功績のあった者であること。

ア 競技大会で優れた成果を挙げた者で、その活動を通して都民に感動を与え、地域スポーツの振興に貢献した者

イ アに規定する者の指導に顕著な成果を挙げた者

ウ 団体での役員歴の有無を問わず、地域スポーツ指導者として10年以上の活動歴を有し、地域スポーツの普及・振興に貢献した者

エ その他スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に顕著な功績のあった者

2 スポーツ功労団体

次のすべての基準に該当し、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に功績のあった団体であること。

(1) スポーツクラブ

ア 区市町村などの地域又は職域のスポーツクラブであること（地域スポーツクラブは（2）に該当）。

イ クラブの会員は、自発的加入によるものであって、会員数が少なくとも10名以上（専ら障害者スポーツ分野で活動しているクラブにおいては5名以上）であること。

ウ クラブの活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われていること（活動日数は、週1回、年50回程度以上とする。）。